

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	高野町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.koya.wakayama.jp/kurashi/information/4208.html

執行機関名 高野町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高野町重度心身障害児(者)医療費支給条例(昭和60年高野町条例第22号)に基づく事務であって次に掲げるもの(1) 資格の認定の事務(2) 助成金の支給事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第3の項 高野町重度心身障害児(者)医療費支給条例(昭和60年高野町条例第22号)に基づく事務であって次に掲げるもの(1) 資格の認定の事務(2) 助成金の支給事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第一条	高野町重度心身障害児(者)医療費支給条例(昭和60年高野町条例第22号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべての国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害児</u> に対し医療費を支給することにより、 <u>重度心身障害者の保健の向上</u> に寄与し <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高野町重度心身障害児(者)医療費支給条例(昭和60年高野町条例第22号)